

# 出産育児一時金の医療機関直接支払制度について

当院では、出産時に支払う入院費用の準備金ができるだけ少なくて済むよう、平成21年10月から始まった「**出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度**」をご利用いただくことをご案内しております。

- 妊婦様にご加入されている医療保険者に、当院が妊婦様に代わって出産育児一時金(※)を請求いたします。  
(※)家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を含みます。
- 退院時に当院からご請求する入院分娩費用の総額が一時金(42万円)の範囲内であれば、現金等でお支払いいただく必要がなくなります。
  - ・出産費用が42万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
  - ・出産費用が42万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。
- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。
- この制度を利用なさらず、一時金を従来どおり医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくことになります。

## <妊婦様へのお願い>

- ① 入院時に現在の保険証をご提示ください。また、通院中または入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示ください。  
※ 退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せて提示ください。(詳細は、以前のお勤め先にお問い合わせください。)
- ② あらかじめ、切迫早産・帝王切開など保険診療による請求高額になる見込みがわかった方は、加入されている医療保険者に「**限度額適用認定証**」をお早めに請求して入手しておいてください。  
ご提示いただければ、所得により限度額は異なりますが、一般に3割の窓口負担が「¥80,100+かかった医療費の1%」に据え置かれます。  
入院時にお持ちでない方は、退院時までにご入手ください。  
限度額適用認定証等をお持ちにならないと請求が高額になることもありますので、忘れずにお持ちください。

※出産育児一時金の医療機関直接支払制度は、ご本人の同意が必要になります。  
同意書につきましては、出産後に配布しますので、退院までに1階2番窓口へ提出をお願いします。

☆不明な点がございましたら、1階2番窓口または、下記までお問い合わせください。☆



〒371-0025  
群馬県前橋市紅雲町一丁目7番13号  
独立行政法人地域医療機能推進機構 群馬中央病院  
027-221-8165 (内線 2163)  
担当事務 医事課